

紀美野町防災会議 議事

議事1 紀美野町地域防災計画の見直しについて

令和2年11月



紀美野町地域防災計画の見直しの概要

■見直しの主な項目

【箇所】

1 国の防災基本計画が修正されたことに基づくもの

◎避難所の感染症防止対策を踏まえた修正

第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第5節「り災者の救助保護計画」2「計画内容」(8)「避難所の運営」

掲載ページ Ⅲ-1-38

【修正内容】

オの次に次の項目を追加する

カ 感染症対策

①定期的な清掃の実施

感染症対策や衛生面の確保のため清掃を行う。

②感染症の疑いがある方の専用スペースの確保

発熱や咳等、感染症の疑いのある症状が出た方には、専用のスペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保するなど、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。また、同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。

③ソーシャルディスタンスの確保

避難者及び避難所運営スタッフは、人との距離をできるだけ2メートル（少なくとも1メートル以上）空けるものとする。

◎令和元年度東日本台風に係る検証を踏まえた修正

(災害廃棄物処理体制の整備)

【箇所】

第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第6節「保健衛生計画」第2項「清掃計画」2「計画内容」(1)実施の方法

掲載ページ Ⅲ-1-59

【修正内容】

イを次のように改める。

イ 実施の方法

応急対策の実施は支援班が行い、その指揮のもと災害程度に応じてごみ処理係、し尿処理係を編成し実施する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 紀美野町廃棄物処理計画策定に伴うもの

【箇所】

第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第6節「保健衛生計画」第2項「清掃計画」2「計画内容」(4) 災害廃棄物処理
掲載ページ Ⅲ-1-60

【修正内容】

見出し及び本文中「がれき」を「災害廃棄物」に改める。

(4) 災害廃棄物処理〔環境衛生部〕

ア 災害廃棄物処理については次のとおり初期対応を行う。

- ① 災害廃棄物の発生量を把握する。
- ② 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物の最終処分までの処理ルート
の確保を図る。
- ③ 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- ④ 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ⑤ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

3 土砂災害警戒判定メッシュ情報の領域が詳細化されたことに伴うもの

【箇所】

第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第2節「情報計画」
第1項「気象警報等の伝達計画」2「計画内容」(2)土砂災害警戒
情報

掲載ページ Ⅲ-1-13~14

【修正内容】

「5km四方」を「1km四方」に改める。

(2) 土砂災害警戒情報

和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民等の自主避難の参考となるよう、町内全域に発表されるもので、これを受け町は住民等に周知するとともに、斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」等を基に総合的に判断し、避難勧告の発令を行う。

〈参考〉土砂災害警戒判定メッシュ情報

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を1km四方の領域(メッシュ)毎に階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示し、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。

4 関西電力株式会社の送配電部門分社化によることに伴うもの

【箇所】

第1章「総則」第1節「紀美野町の概要」第2項「社会条件」3「交通・ライフライン」他

掲載ページ I-5 他

【修正内容】

「関西電力株式会社」を「関西電力送配電株式会社」に改める。

上記のほか、語句等に変更及び誤りがあり修正しました。

紀美野町地域防災計画見直し 【新旧対照表】

令和2年11月

紀美野町防災会議

	新
<p>第1章 総則</p> <p>第1節～第4節 【略】</p> <p>第5節 紀美野町の概要</p> <p>第1項 【略】</p> <p>1・2 【略】</p> <p>3 交通・ライフライン</p> <p>町を走る幹線道路としては、国道370号があり、町を東西に貫通するほか、主要地方道、高野口野上線、岩出野上線、美里竜神線、さらに一般県道として奥佐々阪井線、野上清水線、生石公園線、花園美里線があるが、いずれも道路危険予想箇所とされている。</p> <p>町のライフラインは、上水道が紀美野町、電力が<u>関西電力株式会社</u>、通信が西日本電信電話株式会社、ガスはプロパンガスによって供給されている。</p> <p>第6節・第7節 【略】</p> <p>第8節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1項 【略】</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) <u>関西電力株式会社和歌山営業所</u></p>	<p>第3章 総則</p> <p>第1節～第4節 【略】</p> <p>第5節 紀美野町の概要</p> <p>第1項 【略】</p> <p>1・2 【略】</p> <p>3 交通・ライフライン</p> <p>町を走る幹線道路としては、国道370号があり、町を東西に貫通するほか、主要地方道、高野口野上線、岩出野上線、美里竜神線、さらに一般県道として奥佐々阪井線、野上清水線、生石公園線、花園美里線があるが、いずれも道路危険予想箇所とされている。</p> <p>町のライフラインは、上水道が紀美野町、電力が<u>関西電力送配電株式会社</u>、通信が西日本電信電話株式会社、ガスはプロパンガスによって供給されている。</p> <p>第6節・第7節 【略】</p> <p>第8節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1項 【略】</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) <u>関西電力送配電株式会社和歌山配電営業所</u></p>

I-5

I-23

- ア 災害時の電力供給
- イ 被災施設の調査と災害復旧
- ウ ダム施設等の整備と防災管理

以下 【略】

- ア 災害時の電力供給
- イ 被災施設の調査と災害復旧

以下 【略】

第2章 災害予防計画

第1節～第6節 【略】

第7節 危険物等災害予防計画 [消防本部、産業課、住民課]

第1項～第3項 【略】

第4項 毒物劇物災害予防計画

1 現況

本町内の毒物・劇物取扱関係事業所は資料編のとおりである。

第8節 公共的施設災害予防計画 [各事業者]

第1項 【略】

第2項 電力施設災害予防計画 (関西電力株式会社)

1 現況

2 計画の方針

本町の電力施設は、関西電力株式会社の和歌山営業所が受け持ち、防災についても、平時から保安の規定時をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理・維持改良を行い、また、計画的に巡視点検・測定等を実施している。

以下 【略】

II -16

II -19

第2章 災害予防計画

第1節～第6節 【略】

第7節 危険物等災害予防計画 [消防本部、産業課、住民課]

第1項～第3項 【略】

第4項 毒物劇物災害予防計画

1 現況

本町内に毒物・劇物取扱関係事業所はない。

第8節 公共的施設災害予防計画 [各事業者]

第1項 【略】

第2項 電力施設災害予防計画 (関西電力送配電株式会社)

1 現況

2 計画の方針

本町の電力施設は、関西電力送配電株式会社の和歌山配電営業所が受け持ち、防災についても、平時から保安の規定時をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理・維持改良を行い、また、計画的に巡視点検・測定等を実施している。

以下 【略】

第3章 災害応急対策計画

第1編 風水害編

第1節 【略】

第2節 情報計画〔総務部〕

第1項 気象警報等の伝達計画〔総務部〕

1 【略】

2 計画内容

(1) 【略】

(2) 土砂災害警戒情報

和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民等の自主避難の参考となるよう、町内全域に発表されるもので、これを受け町は住民等に周知するとともに、斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」等を基に総合的に判断し、避難勧告の発令を行う。

<参考>土砂災害警戒判定メッシュ情報

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示し、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。

第2項・第3項 【略】

第4項 災害広報計画〔総務部〕

Ⅲ-1-13

Ⅲ-1-14

第3章 災害応急対策計画

第1編 風水害編

第1節 【略】

第2節 情報計画〔総務部〕

第1項 気象警報等の伝達計画〔総務部〕

1 【略】

2 計画内容

(1) 【略】

(2) 土砂災害警戒情報

和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民等の自主避難の参考となるよう、町内全域に発表されるもので、これを受け町は住民等に周知するとともに、斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」等を基に総合的に判断し、避難勧告の発令を行う。

<参考>土砂災害警戒判定メッシュ情報

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を1km四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示し、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。

第2項・第3項 【略】

第4項 災害広報計画〔総務部〕

1 【略】

2 計画内容

(1) 【略】

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、それぞれの措置を執るとともに、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するよう要請する。

① 【略】

② 関西電力株式会社和歌山営業所

以下 【略】

第4節 【略】

第5節 り災者の救助保護計画 [各部、警察]

第1項・第2項 【略】

第3項 避難計画 [総務部、調査部、救護部、建設部]

1 【略】

2 計画内容

(1)～(7) 【略】

(8) 避難所の運営

町は、発災後迅速に職員を派遣すると共に、自治会や自主防災組織等とも連携して、避難所の円滑な運営に努め、運営方針の決定の段階から男女共同参画の視点を取り入れるものとする。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化

1 【略】

2 計画内容

(1) 【略】

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、それぞれの措置を執るとともに、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するよう要請する。

① 【略】

② 関西電力送配電株式会社和歌山配電営業所

以下 【略】

第4節 【略】

第5節 り災者の救助保護計画 [各部、警察]

第1項・第2項 【略】

第3項 避難計画 [総務部、調査部、救護部、建設部]

1 【略】

2 計画内容

(1)～(7) 【略】

(8) 避難所の運営

町は、発災後迅速に職員を派遣すると共に、自治会や自主防災組織等とも連携して、避難所の円滑な運営に努め、運営方針の決定の段階から男女共同参画の視点を取り入れるものとする。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化

する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

ア～オ 【略】

(新設)

以下 【略】

第6節 保健衛生計画 [救護部、環境衛生部、建設部]

第1項 【略】

第2項 清掃計画 [環境衛生部、産業部、建設部]

1 【略】

2 計画内容

(1) 実施の方法

ア 【略】

する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

ア～オ 【略】

カ 感染症対策

①定期的な清掃の実施

感染症対策や衛生面の確保のため清掃を行う。

②感染症の疑いがある方の専用スペースの確保

発熱や咳等、感染症の疑いのある症状が出た方には、専用のスペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保するなど、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。また、同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。

③ソーシャルディスタンスの確保

避難者及び避難所運営スタッフは、人との距離をできるだけ2メートル（少なくとも1メートル以上）空けるものとする。

以下 【略】

第6節 保健衛生計画 [救護部、環境衛生部、産業部]

第1項 【略】

第2項 清掃計画 [環境衛生部、産業部、]

1 【略】

2 計画内容

(1) 実施の方法

ア 【略】

Ⅲ-1-59

イ 実施の方法

応急対策の実施は支援班が行い、その指揮のもと災害程度に応じてごみ処理係、し尿処理係を編成し実施する。

(2) し尿の処理 [環境衛生部、産業部]

ア 【略】

Ⅲ-1-60

イ 大規模災害の発生時におけるし尿等の処理に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会および一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両協会および同連合会に協力を要請するものとする。

(1) ~ (3) 【略】

Ⅲ-1-60

(4) がれき処理 [建設部]

ア がれき処理については次のとおり初期対応を行う。

- ① がれきの発生量を把握する。
- ② がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともにがれきの最終処分までの処理ルート^①の確保を図る。
- ③ がれき処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

イ 実施の方法

応急対策の実施は支援班が行い、その指揮のもと災害程度に応じてごみ処理係、し尿処理係を編成し実施する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) し尿の処理 [環境衛生部、産業部]

ア 【略】

イ 大規模災害の発生時におけるし尿等の収集運搬に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会および一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両協会および同連合会に協力を要請するものとする。

(1) ~ (3) 【略】

(4) 災害廃棄物処理 [環境衛生部]

ア 災害廃棄物処理については次のとおり初期対応を行う。

- ① 災害廃棄物の発生量を把握する。
- ② 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物の最終処分までの処理ルート^①の確保を図る。
- ③ 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

- ④ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ⑤ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

以下 【略】

第12節 公共的施設災害応急対策計画 [各事業者]

第1項 【略】

第2項 電力施設災害応急対策計画 [関西電力]

関西電力株式会社は、電力施設の災害を防止し、また被害が発生した場合は速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力株式会社の計画による。

以下 【略】

第2編 震災編

第1節 【略】

第2節 情報計画 [総務部]

第1項～第3項 【略】

第4項 災害広報計画 [総務部]

1 【略】

2 計画内容

(1)～(3) 【略】

(4) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、

- ④ 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ⑤ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

以下 【略】

第12節 公共的施設災害応急対策計画 [各事業者]

第1項 【略】

第2項 電力施設災害応急対策計画 [関西電力送配電株式会社]

関西電力送配電株式会社は、電力施設の災害を防止し、また被害が発生した場合は速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力送配電株式会社の計画による。

以下 【略】

第2編 震災編

第1節 【略】

第2節 情報計画 [総務部]

第1項～第3項 【略】

第4項 災害広報計画 [総務部]

1 【略】

2 計画内容

(1)～(3) 【略】

(4) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、

Ⅲ-2-21

それぞれの措置を執るとともに、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するよう要請する。

ア 【略】

イ 関西電力株式会社和歌山営業所

以下 【略】

第3節 【略】

第4節 【略】

第1項～第5項 【略】

第6項 公共的施設災害応急対策計画 [各事業者]

1 【略】

2 電力施設災害応急対策計画 [関西電力株式会社]

関西電力株式会社は、電力施設の災害を防止し、また地震による被害が発生した場合は速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力株式会社の計画による。

なお、電力施設災害応急対策計画の内容等は、第1編第12節第2項「電力施設災害応急対策計画」に定めるものとする。

以下 【略】

Ⅲ-2-32

それぞれの措置を執るとともに、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するよう要請する。

ア 【略】

イ 関西電力送配電株式会社和歌山配電営業所

以下 【略】

第3節 【略】

第4節 【略】

第1項～第5項 【略】

第6項 公共的施設災害応急対策計画 [各事業者]

1 【略】

2 電力施設災害応急対策計画 [関西電力送配電株式会社]

関西電力送配電株式会社は、電力施設の災害を防止し、また地震による被害が発生した場合は速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力送配電株式会社の計画による。

なお、電力施設災害応急対策計画の内容等は、第1編第12節第2項「電力施設災害応急対策計画」に定めるものとする。

以下 【略】